

no.	種類	事業種別	Q	A
1	研究開発体制	両事業	一つの大学等が違う類型に別のテーマで応募することは可能ですか。	可能です。
2	研究開発体制	両事業	事業は申請機関全体として行う必要がありますか。例えば、特定の研究分野に絞った研究所単位等での申請も可能ですか。	申請の主体は機関の長です。申請内容は研究所単位等や部局単位での申請も可能です。
3	研究開発体制	両事業	一つの大学等が違う類型に同じテーマで応募することは可能ですか。	可能です。審査委員会により、採択される類型が決まります。
4	研究開発体制	両事業	一つの大学等が同じ類型に複数テーマで応募することは可能ですか。	可能です。
5	研究開発体制	両事業	複数の大学等がチームで応募することは可能ですか。	可能です。ただし複数の大学等から構成される拠点の場合、代表となる大学等を拠点にて選定し、申請して下さい。
6	研究開発体制	両事業	高等専門学校でも応募することは可能ですか。	可能です。
7	産学連携	両事業	産学連携とは何を指しますか。	大学等と日本国内に登録されている民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人が産学連携計画書を策定し研究開発を進めることを指します。
8	産学連携	両事業	産学連携先とは何を指しますか。	大学等と産学連携計画書と策定している、日本国内に登録されている民間企業、技術研究組合、一般財団法人、一般社団法人を指します。
9	産学連携	両事業	研究開発を実施する場所は、所属する大学等に限定されますか。	研究実施場所は、所属する大学等に限定せず、共同研究等を実施する産学連携先の研究所等でも構いません。ただし、補助事業を実施するにあたって届出が必要です。
10	産学連携	両事業	大学等と産学連携を実施する企業は、NEDOに対してどのような義務がありますか。	補助事業者は大学等です。従って、NEDOと企業間に契約関係はないため、直接の申請や報告、収益納付等の義務はありません。ただし、補助金の交付申請にあたっての産学連携計画書の作成等、補助事業者である大学等がNEDOに提出する書類の作成にご協力いただく必要があります。また、産学連携計画書に沿って研究開発成果の事業化に努め、補助事業者である大学等が事業終了年度の翌年度から5年間NEDOに提出する事業化状況報告書の作成にご協力いただく必要があります。
11	産学連携	両事業	複数の産学連携先を設定し、コンソーシアム等で応募することは可能ですか。	可能です。
12	産学連携	両事業	大学等と産学連携先との契約書をNEDOに対して提示する必要はありますか。	NEDOに対して提示する必要は原則としてありません。応募する事業期間分の産学連携内容について、企業等と産学連携計画書を作成いただき、交付申請時に提出していただきます。
13	産学連携	両事業	産学連携計画書の記名者は、機関の代表者にする必要がありますか。	大学等は大学等の長など申請の主体（FAQ no.2参照）、また産学連携先例は予算支出等の権限を有する者の名義でご提出ください。
14	産学連携	両事業	海外企業との産学連携も可能ですか。	日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）、及び技術研究組合の構成機関である場合、可能です。
15	産学連携	両事業	産学連携先以外から獲得する資金も、提案書内の資金の計画表に含めて記載することは可能ですか。	可能ですが、1社以上の産学連携先から資金を獲得することが応募の要件です。
16	産学連携	両事業	契約学科における外部資金の獲得実績や拠点形成事業における成果目標の達成度合いには、産学連携計画書に記載がない企業等から獲得した資金も含めることは可能ですか。	可能です。産学連携計画書は1社以上の企業等と締結が必要ですが、新たに資金獲得した企業等については、計画書への追加は任意となります。投資額は、補助対象期間中は実績報告書で確認し、補助対象期間後は、事業化状況報告書/実用化状況報告書の提出内容により確認いたします。
17	産学連携	両事業	補助事業期間中、産業界から毎年度の資金提供・リソース提供が必要でしょうか。それとも、ある年度のみ資金提供・リソース提供でも可能でしょうか。	毎年度の資金提供・リソース提供は必須ではありません。ただし、補助事業期間中に産学連携計画書が解消された場合は、補助事業中止となる可能性があります。
18	主任研究員等	両事業	登録研究員に要件はありますか。	採択補助事業者と雇用契約を結んでいることが条件です。出向契約と派遣契約も可能です。詳細は公募要領・事務処理マニュアルをご確認ください。
19	主任研究員等	両事業	学生を研究に参加させる場合、必ず登録研究員としなければいけないのでしょうか。	研究者として本補助事業に直接従事し、事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う場合や、人件費や旅費、学会参加費などを計上される場合は、全て研究員登録を行う必要があります。単に教育の一環として研究に参加させる場合（秘密情報を取り扱わない場合）は不要です。
20	主任研究員等	両事業	採択された後に登録研究員を追加することは可能ですか。	可能です。採択決定後、交付申請時に、NEDOに相談の上、申請してください。ただし、提案書に記載する内容（「2. 研究開発体制」）は全て審査対象ですので、よくご検討の上、記載してください。なお、交付決定後（事業期間中）も同様に登録研究員を追加することは可能です。
21	主任研究員等	両事業	共同研究等を実施する企業の研究者を研究員として登録することは可能ですか。	例えば、出向等により、交付対象の大学等と雇用契約等が締結されている企業の研究者は、大学等の研究員として登録することが可能です。
22	計画変更	両事業	交付決定後、事業期間中に、研究開発目的・目標等の変更は認められますか。	出口イメージ（研究開発成果の応用先）等の目的及び目標については、変更申請内容を踏まえ、審査等により変更の可否を判断します。
23	計画変更	両事業	交付決定後、事業期間中に、事業期間の変更は認められますか。	事業期間の変更については原則認められません。ただし、何らかの理由により事業期間の延長・短縮を希望される場合は、別途ご相談ください。
24	計画変更	両事業	交付決定後、事業期間中に、事業費の額の変更は認められますか。	事業費の額の変更については原則認められません。ただし、何らかの理由により研究内容の見直し等が必要な場合は、別途ご相談ください。
25	計画変更	両事業	産学連携を実施する企業等の変更は認められますか。	可能です。ただし、事業期間中は1社以上の企業等と産学連携計画書を締結している必要があります。年度を超えて1社とも産学連携計画書を締結できていない状態が続いた場合、補助事業が廃止となります。
26	実用化・事業化	拠点形成事業	事業化とは何を指しますか。	本事業の研究開発成果を基にした、ディープテック・スタートアップの創出や産学連携先での製品・サービス化等を指します。
27	実用化・事業化	両事業	本事業で得られた成果は誰に帰属しますか。	本事業は補助事業ですので、得られた成果は補助事業者に帰属します。例えば、得られた成果を知財化する場合は、各補助事業者の規定や、大学等と産学連携先の間での取り決めに従って出願してください。ただし、補助事業者に補助事業の成果に基づく収益があった場合は、収益の一部を納付していただきます（補助金適正化法に基づく収益納付）。
28	実用化・事業化	両事業	本事業で得られた成果は公表する必要がありますか。	NEDOの補助事業は公費を財源としているため、その成果については広く一般に高い関心ももたれています。本事業についても、我が国の産業技術の発展に貢献することが求められており、積極的に成果の発信を行うことに留意して研究開発を進めてください。ただし、安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定中の場合等は、法令に従って対応してください。
29	実用化・事業化	両事業	本事業で得られた成果を公表する場合、NEDOに報告する必要がありますか。	NEDOの補助事業は公費を財源としているため、その成果については広く一般に高い関心ももたれています。NEDOとしても積極的に成果の発信を行うことにより、この社会的要請に答えているところです。このことから、NEDOにおいても補助事業の成果の把握を行う必要があるため、当該事業の成果を発表または公開する場合、および当該事業の成果を利用して事業化・製品化する場合は、事前にNEDOに報告するように規定しています。
30	実用化・事業化	拠点形成事業	本事業以外の成果（産業界単独の研究開発成果等）と組み合わせて事業化を目指しても問題ないですか。	問題ありません。ただし、本事業と本事業以外のものについては、研究開発の実施内容、資金等が分けて整理されている必要があります。成果の発表等についても、本事業以外の、例えば同じ研究室の教授等が実施する研究開発の成果と組み合わせて行っても問題ありません。
31	事業費	両事業	事業費として計上できるものには何がありますか。	計上可能な費用については、交付規程末尾の「補助対象費用」の表を参照してください。
32	事業費	両事業	間接経費は対象となりますか。	対象です。間接経費は、原則として直接経費の30%となります。なお、間接経費も補助率は2/3となります。直接経費+間接経費ともに補助対象費用を自己負担分と合わせて積み上げていただき、総額の2/3がNEDO負担となります。
33	事業費	両事業	補助金はいつ支払われますか。	毎年度末ごとの検査（実施時期は翌年度）及び補助事業終了時の検査で、補助金の額を確定し、支払います（精算払）。ただし、必要に応じて、年4回の概算払での支払も可能です。
34	事業費	拠点形成事業	①契約学科を含む提案と②契約学科を含まない提案でNEDOから得られる補助額が異なりますか。	異なります。
35	補助対象設備	拠点形成事業	本事業趣旨を踏まえ最大限の価値を生み出すために、本事業の補助対象経費の範囲で、複数の建物の建設、改修を対象とすることは可能ですか。	事業の目的達成のために複数の建物の一体的な運用が必要であり、かつその効果が期待できる場合、可能と考えられます。ただし、補助事業期間中にそれらを活用して研究開発等を実施し、成果を生み出していただく必要があります。
36	補助対象設備	拠点形成事業	建物は改修・改築を行う場合も対象ですか。	対象となります。ただし、既存建築物の取り壊しのための費用は補助対象外となります。改築の場合は躯体に影響のない範囲での壁等の撤去は可能です。
37	補助対象設備	拠点形成事業	建物の新築、改修、設備を補助申請する場合に、 ①新築、改修完了後でない設備導入は不可となりますか。 ②新築・改修が未完了の場合であっても、別の施設に設備を仮導入しても構いませんか。また、仮導入の場合は、移設費用等は自己負担となりますか。	原則的に、建物の新築・改修の完了が前提で設備導入を行うものと捉えられるため、完了後に設備導入されるものを対象とします。工事期間が不測の事態により間に合わないことが想定される場合などは個別にNEDOに御相談ください。ただし、②の場合には、仮導入の後の移設費用等は自己負担が前提です。
38	補助対象設備	拠点形成事業	調査設計費や工事費を補助対象とするには、応募申請の際に設計図、見積書が必要ですか。	申請時には必要ありませんが、事業開始後に発注し、事業期間中に工事を完了いただく必要があります。
39	補助対象設備	拠点形成事業	建物の建設の契約を申請前にした場合、対象となりますか。	対象外となります。補助事業実施期間中に発注（契約）を行い、引き渡し、検収、支払をしたものが対象です。
40	補助対象設備	両事業	本事業で購入した設備については、事業期間中も共用機器化は可能ですか。	設備については専用で使用いただくか、購入時に共用設備として他の競争的研究費と合算して購入いただくことは可能です。参考：https://www.nedo.go.jp/content/800052361.pdf (p48)
41	補助対象設備	両事業	本事業で購入した設備について、利用料を設定し、学内外から利用料を徴収して運用することは問題ありませんか。	利用料の徴収は処分制限財産の目的外使用となりますため、対応できかねます。

42	補助費用	拠点形成事業	改修した建物に設置する機器や装置等は、他の予算事業で購入したもの等を設置しても問題ありませんか。	他事業で購入した設備の設置については、特段問題ございません。 新たに整備する施設への据付け・移設に係る費用の計上については、事業の目的を達成するうえで不可欠な設備であり、かつ、新たに購入するよりも経済的であると判断される場合に限られます。事前にNEDOにご相談ください。 なお、本事業は補助金事業であるため、建設・改修された建物については、補助金適正化法の処分制限財産に該当します。処分制限期間（耐用年数）内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄又は担保に供しようとする場合、財産処分承認申請書を用いてあらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。 参考：https://www.nedo.go.jp/content/800052361.pdf (p148)
43	補助費用	両事業	自己負担額の一部を企業等から負担してもらうことも可能ですか。	原資は問いません。
44	補助費用	拠点形成事業	什器を自己負担分の経費として含めることはできますか。	什器など、研究開発に直接必要のない費用は計上できません。ただし、椅子やソファなどが建物に造り付けられる場合や、パソコンなどが本事業においてのみ利用される場合などには、対象とできます。
45	補助費用	両事業	自己負担額の一部を国や地方自治体等からの補助金等で負担することは可能ですか。	国等の補助金には、使途が定められているものと定められていないものがあると考えられます。使途が定められていないものに関しては、自己負担額に充当できるものと考えられますが、可能かは、対象の補助金の交付元等にご確認ください。
46	補助費用	両事業	契約学科の要件として「産業界からの資金の提供のみにより運営され、大学等の他の教育プログラムと独立していること（補助事業期間中は補助金及び産業界からの資金の提供による運営で可）」とありますが、例えば、 ①契約学科を運営する教員及び職員の人件費 ②教育プログラム（学生の企業インターンシップへの旅費等）に係る費用を補助対象経費として計上することは可能ですか。	大学等の「研究開発等の目標達成」に必要な経費については計上いただけます。 ①契約学科関係の人件費のうち、研究に必要な者の研究開発に関する人件費については、補助対象経費となります。ただし、研究を行わず教育のみに従事するような教員や、研究に関わらない事務補助員の人件費は補助対象にはできません。 ②教育プログラムに係る費用についても、研究開発に関わり登録研究員として登録されている場合、学生のインターンシップへの旅費や学会参加費等が計上可能です。
47	補助対象設備	拠点形成事業	建物において、教育に関する設備が含まれている場合も補助対象となりますか。	本事業と関連しない箇所については補助対象外となります。
48	補助対象設備	拠点形成事業	公共施設の一部（例えば、当該公共施設の〇階部分全体やある一室）または全部を借りた上で改修を行うことは可能ですか。	可能ですが、事前にNEDOにご相談ください。
49	補助対象設備	拠点形成事業	民間施設の一部または全部を借りて、改修を行うことは可能ですか。	可能ですが、事前にNEDOにご相談ください。
50	補助対象設備	拠点形成事業	設備のみでの申請は可能ですか。	可能です。ただし、補助事業期間中にそれらを活用して研究開発を実施し、成果を生み出していただく必要があります。
51	補助対象設備	拠点形成事業	既存の設備機器を改良・更新するための費用も対象となりますか。	改良によって得られる機能や効果が新たな設備の導入と同等に得られる場合には、対象とすることもできると考えられます。
52	補助対象設備	拠点形成事業	改修するために必要となる撤去費（例：壁の撤去 等）は補助対象となりますか。	原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費（外灯、門扉、フェンス、駐車場、植栽等。建物本体と一体的に整備する必要があるものを除く。）及び施設本体に直接関係のない工事費は補助対象になりませんので、ご注意ください。ただし、建物の改修にともない発生する費用（具体的には、その撤去費が既存施設の機能の増強に直接的に資すると認められるもの）については認められる場合があります。事前にNEDOにご相談ください。
53	補助対象設備	拠点形成事業	事業開始前から他の施設にある設備について、新たに整備する施設への据付け・移設に係る費用は対象となりますか。	事業の目的を達成するうえで不可欠な設備であり、かつ、新たに購入するよりも経済的であると判断される場合に限りです。 事前にNEDOにご相談ください。
54	補助対象設備	拠点形成事業	研究開発設備機器の対象は、施設備品であれば汎用品でも購入可能ですか。 （例えば、食品加工拠点を目指す場合、一般家庭冷蔵庫での環境評価をする必要があり、一般家庭冷蔵庫や電子レンジ等でも、その研究に必要なという整理がされていれば問題ないか。）	事業における用途を明確にしていれば汎用品でも購入可能です。ただし、1契約が200万円以上（消費税込）の場合は、必要とする仕様を定めた上で、経済性を確保する観点から、各補助事業者の規程によらずに競争原理を用いた2者以上の相見積を原則とします。
55	補助対象設備	拠点形成事業	事業実施中に、当初計画では想定していなかった費用（建物の建築に関する追加費用など）が発生した場合、その費用は補助対象経費とすることができますか。	交付決定された額及び費目別決定額の中での変更は可能です。ただし、申請にあたっての趣旨や目的から逸脱するものへの変更は不可能です。
56	補助対象設備	拠点形成事業	この拠点が収益を出すことは認められますか。	想定しておりません。 ただし、補助対象期間中に収益が発生した場合は、補助金額の一部を控除する場合があります。 なお、本事業は収益納付の対象です。
57	補助対象設備	拠点形成事業	補助金が入った場合、目的外の施設への転用というのは、一般的にどのくらいの期間縛られるのですか。	処分制限期間内の転用は原則認められませんが、整備する施設・設備の種類によって処分制限期間は異なります。
58	補助対象設備	拠点形成事業	施設完成後に、事業趣旨を最大限達成する目的の下であれば、例えば導入した設備機器を移設してもいいのですか。	事業趣旨を最大限達成する目的であれば可能ですが、例えば、補助目的外で利用することは、事業趣旨に合致しないものと考えられます。
59	補助対象設備	拠点形成事業	拠点形成事業において建物を建設した場合、投資いただいた民間企業等の銘板や看板などを壁等に設置してもよろしいでしょうか。またネーミングライツのようなことは可能でしょうか。	投資いただいた民間企業等の銘板・看板等の設置、またネーミングライツを付与する手続きについては、補助事業者内の適正な手続きに則っていれば可能です。ただし、処分制限財産を使用して補助事業者に収益が発生した場合は、交付規程第25条に基づき、事業期間中は補助金交付金額からの控除、事業期間後であればNEDOへの収益納付が必要となりますので、民間企業等から命名権の対価として資金を受け取るようとする場合にはご注意ください。 また、ネーミングライツの付与のみを目的に得た収益は、産学連携先からの投資金額には算入できません。 いずれの場合も、事前にNEDOに個別にご相談ください。
60	知的財産	両事業	本事業の成果により得られた知的財産の取り扱いはどうなりますか。	本事業は補助事業のため、知的財産は補助事業者に帰属します。得られた成果を知財化する場合は、各補助事業者の規程や、大学等と企業の間での取り決めに従って出願してください。 ただし、知財権の譲渡などにより補助事業者に収益が生じた場合は、収益の一部を納付していただきます（補助金適正化法に基づく収益納付）。
61	知的財産	両事業	特許を出願する場合、事前にNEDOへ報告する必要はありますか。	特許の出願の他、取得、譲渡、実施権の設定等については、補助事業の進捗把握のため、事前の報告をお願いします。また、年度ごとに提出いただく実績報告書、及び補助事業完了年度の翌年以降5年間提出いただく事業化状況報告書/実用化状況報告書にて、産業財産権の出願、取得等の状況を報告していただきます。
62	財産	両事業	本事業で取得した財産（機械装置等）の帰属はどうなりますか。	補助事業者に帰属します。ただし、基本的には、補助金の交付目的以外での使用は認められません（競争的研究費のルールに従います）。 なお、取得価格が50万円以上の財産については、補助金適正化法に基づく処分制限の対象となります。
63	収益納付	両事業	事業成果に基づいて収益が生じた場合はどうなりますか。	補助事業の完了年度の翌年以降5年間、事業成果の事業化等（産業財産権等の譲渡等含む）により、補助金の交付先機関に収益が生じたと認められたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります（補助金適正化法に基づく収益納付）。
64	収益納付	拠点形成事業	補助事業の成果を企業や事業を通じて創出されたディープレック・スタートアップが製品化・実用化した場合、収益も収益納付の対象となりますか。	補助金の交付先の大学等のみが収益納付の対象となるため、企業の収益は対象外です。
65	収益納付	両事業	大学等において、事業成果の製品化・実用化等による収益が生じることはほとんどないと思われませんが、他にどういったものが収益納付の対象となりますか。	サンプルの有償提供、産業財産権の譲渡・実施料等が対象となります。
66	契約学科	両事業	契約学科について、設置する学位プログラムは副専攻でも可能ですか。	主専攻である必要があります。
67	契約学科	両事業	中長期的な取組とありますが、その間に当初の想定から教育内容を変化させる必要が生じる可能性も考えられるところ、必要に応じて変更することは可能ですか。	可能です。外部環境の変化にあわせるなど、柔軟に対応していただくことで問題ございません。ただし、補助対象事業と全く関連性がない内容など、抜本的な変更がある場合は、NEDO及び経済産業省に事前にご相談ください。
68	国庫納付	拠点形成事業	①契約学科を含む提案と②契約学科を含まない提案で、「補助金交付額の1/2以上の資金を企業等から大学等が得る計画における資金」に含まれるものが異なりますか。	異なります。 企業等からの寄附金、共同研究費だけでなく、現物出資（施設設備を寄附した場合は残存価値、職員を派遣した場合は人件費を算入）、地方自治体からの交付金等（産学連携先の企業等からの寄附を原資としたもの等）を含みます。なお、地方自治体からの交付金等のうち本計画に含めることができる金額は、企業等から得る資金額と同額以下とします。
69	事業全般	両事業	採択されたらすぐに事業を開始することになりますか。	採択決定後は、すみやかに補助金の交付申請の手続きを行っていただき、交付決定され次第、補助事業に着手いただきます。交付決定には、まず、補助事業者より、補助事業の実施計画書・産学連携計画書を含む交付申請書を提出いただく必要がありますので、通常、採択決定から1〜2ヶ月程度かかります。原則として、2026年9月末までに事業を開始いただきます。なお、正当な理由なくすみやかに交付申請の手続きが行われない場合は、採択取消となる場合があります。
70	事業全般	拠点形成事業	拠点形成事業において、拠点形成で産学連携する企業と、契約学科で産学連携する企業は同一である必要がありますか。	契約学科の産学連携先企業が拠点形成に関わらないことは想定していないため、契約学科の設置を行うのであれば、拠点形成にも関わっていただく必要があります。また、研究開発内容としても拠点形成と契約学科は関連性を持たせる必要があります。
71	事業全般	拠点形成事業	拠点形成事業に関わる企業が複数の場合、契約学科に関わる企業もそれら複数企業に関わることになると思いますが、その認識間違いはないでしょうか。	複数企業に関わる場合、ご認識のとおりの方が望ましいですが、拠点形成事業に関わる複数の企業の全てが、契約学科に関与しなくてはならない、という訳でもございません。
72	事業全般	拠点形成事業	DTSUの創出数として報告するものは、拠点形成事業に関連して設立したもののみですか。広く採択大学内で生み出されたものであれば、報告対象に含めることが可能ですか。	採択されたテーマ（技術）を活用したもので、本事業に関連して設立したもののみをカウントし、報告してください。
73	国庫納付	拠点形成事業	「補助金交付額の1/2以上の資金を企業等から大学等が得る計画における資金」の報告は、どのように行いますか。	補助対象期間中は実績報告書、補助対象期間終了後は事業化状況報告書で行います。
74	国庫納付	拠点形成事業	「補助金交付額の1/2以上の資金を企業等から大学等が得る計画における資金」に、補助事業の成果で創出したディープレック・スタートアップの資金調達額は含まれないのですか。	含まれません。 実績報告書や事業化状況報告書で、補助事業の成果で創出したディープレック・スタートアップの資金調達額をご記載いただくのは、あくまでも成果把握の観点からです。

75	契約学科	両事業	「産業界からの資金の提供のみにより運営され、大学等の他の教育プログラムと独立していること」とありますが、どこまで独立性を求められますか。	契約学科の学位プログラムの運営資金の独立性を求めます。既存のプログラムで指導する教員等が併任で契約学科に関与する場合等は、契約学科に関与するエフォート分を考慮してください。ただし、大学の既存の設備施設等のリソースの利用、共用部の経費等の不可分な経費については、本要件の対象外としますが、他のプログラムの縮小など、既存の大学の教育研究リソースを圧迫しない範囲でお組みいただくことを求めます。
76	契約学科	両事業	「産業界からの資金の提供のみにより運営されること」が要件となっていますが、運営費に充てられるのは共同研究費や寄附金のみですか。	企業等からの寄附金、共同研究費だけでなく、現物出資（施設設備を寄附した場合は寄附時点の残存価値、社員を大学等へ派遣した場合は人件費を算入）、地方自治体からの交付金等（産学連携先の企業等からの寄附を原資としたもの等）を含みます。
77	契約学科	両事業	授業料等の学納金を契約学科の運営資金に組み入れることは可能ですか。組み入れられなければ、契約学科に入学する学生から学納金を徴収することは可能ですか。	契約学科の要件として、産業界からの資金の提供のみにより運営されていることが必要です。授業料等の学納金は、私学制度や貴学の規程等に従い徴収するかどうかを含めてご検討ください。
78	契約学科	両事業	契約学科の教員や学生の規模の要件はありますか。	特にございません。企業等のニーズや大学等の実現可能性を考慮し、自由に設計してください。
79	契約学科	両事業	企業等のみでなく、地方自治体などの資金も活用できますか。	本補助金が産学連携の促進を目的とすることに鑑み、地方自治体等の資金提供は、企業等が拠出する資金等の額の同額までとします。
80	契約学科	両事業	必ず「学科」でなければならぬですか。	大学院の場合は研究科・専攻・コース等、大学の場合は学部・学科・コース等、高等専門学校の場合は専攻科を設置してください。
81	契約学科	両事業	必ず学科などを新設しなければならないですか。	既存の研究科・専攻・コース等を改組し、契約学科として運営するものも認められます。
82	契約学科	両事業	既設研究科の既設専攻の中に、契約学科のコースを新設予定ですが、当該コースの入学定員を既設専攻の内数にできますか。	可能です。
83	契約学科	両事業	高等専門学校では学位を授与する機能を持たず、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が学位を授与する仕組みですが、契約学科とすることは可能ですか。	可能です。
84	契約学科	両事業	寄附講座と何が異なりますか。	寄附講座との大きな相違点は、「学位プログラム」である点です。履修プログラムなどは認められません。
85	契約学科	両事業	文部科学省の設置審査などの手続きは必要ですか。	既存の組織を活用する場合など、計画している「契約学科」の形態により必要な手続きが異なりますので、それぞれ必要な手続きを確認いただき、設置審査等が必要な場合は、必要な申請・届出等の手続きを行ってください。
86	契約学科	両事業	契約学科のための「契約」を締結する必要がありますか。	本補助事業への申請・産学連携計画書をはじめとする計画書類を経済産業省及びNEDOでは求めます。契約や協定などの締結を必須とするものではありません。
87	契約学科	両事業	学位プログラムはすべて企業等と設計したカリキュラムで構成しなければなりませんか。	学位プログラムを構成するカリキュラムはすべて企業等と設計したものである必要はありません。学位プログラムの構成は、大学等の提供する既存のカリキュラム、企業等と設計する実践的なカリキュラムを組み合わせ、大学等や企業等の強みを活かし「育成したい人物像」を実現できる設計としてください。例えば、企業等との共同研究に学生が参画する等の「実践的なカリキュラム」を効果的に組み込むことなどを期待しています。
88	契約学科	両事業	契約学科の運営について、企業の調整やワークショップの運営などの部分はアウトソースし、外注費として計上を予定していますが、計上可能ですか。	研究開発に関わらないアウトソースと考えられ、補助対象費用には計上いただけません。補助対象費用以外で契約学科の運営に関する費用として、外部からの獲得資金を充てていただくことは可能です。
89	契約学科	両事業	大学等が負担する教員・研究員・技術職員・研究補助者などの人件費は補助対象となりますか。	人件費についても、研究に必要な者の研究開発に関する経費については、補助対象とすることができます。ただし、研究を行わず教育のみに従事するような教員や、研究に関わらない事務補助員などの人件費は補助対象にはできません。
90	契約学科	両事業	教育に係る費用は補助対象経費に含まれますか。	教育に係る費用は補助対象経費には含むことができません。企業等と相談の上、資金やリソースの提供を受ける設計としてください。
91	契約学科	両事業	補助事業の研究テーマとの関連性は求められますか。	補助事業の研究テーマと関連した学位プログラムである必要があります。関連性が認められなければ、拠点形成事業では加算の対象とはなりません。
92	契約学科	両事業	「少なくとも10年以上継続」とありますが、補助期間終了後も産業界からの資金提供・リソース提供は要件となりますか。それとも、補助期間終了後は産業界からの資金提供・リソース提供は必須ではなく、大学資金のみで運営する計画でも可でしょうか。	「契約学科の要件」として、「産業界からの資金の提供のみにより運営」があります。この要件は、若さが事業や拠点形成事業に関係なく「契約学科の要件」ですので、補助期間終了後も契約学科の運営には、産業界からの資金提供・リソース提供が必須です。
93	契約学科	両事業	「学位プログラムを担う専任の教員が配置されていること」とありますが、専任の教員となる職員の制限等がありますか。	教員を雇用する財源や教授・准教授などの役職等の制限は問いませんが、専ら当該学位プログラムの編成、実施や改善等を担うことができる教員を配置してください。また、教員を配置するに当たっては、大学設置基準等で定められている教員資格や教員数にもご留意ください。なお、これは当該学位プログラムの編成等に必要数の専任の教員を配置した上で、クロスアポイントメント等により兼任の教員を配置することを妨げるものではありません。
94	研究体制	拠点形成事業	大学等にJ-Innovation-HUBの選抜を受けている拠点がある場合は全て加算となりますか。	J-Innovation-HUBは大学内の「拠点」を評価・選抜する制度です。そのため、評価・選抜を受けている「拠点」が申請内容の研究テーマの研究に参画することが加算の要件となります。
95	その他	契約学科型	提案書6.(3)項目別明細表について、「(注)項目別明細表は、交付決定期間の年度分が必要です。」とありますが、当初の交付決定は最長で2年度(2026年度～2027年度)ですので申請時は2年度分のみで良いということでしょうか？	応募時点では6年度分を申請いただけます。交付申請時には、ご認識のとおり2年度分申請いただけます。
96	その他	共通	本事業のe-Radでの申請ですが、主任研究者の研究者番号でe-Radで申請するのでしょうか。e-Radで確認すると「研究者個人単位」となっていました。	貴学内で本事業を遂行する際の責任者として、主任研究者を定めていただく必要があります。公募申請にあたっては、貴学の大学全体でご応募いただくことにはなりますが、申請の都合上、主任研究者となる方等に代表して、「研究者単位」の形で申請してください。
97	その他	拠点形成事業	地方自治体の交付金等からの資金獲得が現時点で見えている場合、提案書の「7. 産学連携による本事業の研究開発により産学連携先から獲得する資金の計画表」に追記することは可能ですか。	可能です。